法律を犯して　謝罪も訂正もしない

著作権の問題

「さんだ物語」というブログに、こんな紹介記事がありました。

＜図書館は毎週開催の読み聞かせや月に一度のお話し会などを行っています。それに参加してスタンプを集めると絵本キャラクターなどの可愛い指人形をもらうことができますよ。＞

そこには、プレゼントしてもらえる**「指人形の写真」が掲載**されていました。一見して著作権に関わるキャラクターだと分かる指人形でした。このブログは、すぐにはどこが管理しているものか分からなかったのですが、調べてみると三田市の「まちのブランド創造課」だと分かりまし（こんな課があるのですね。初めて知りました）。つまり、三田市が運営するブログだったのです。そこで市民の会では、余計なこととは思いながら、図書館が関係していることなので、市文化スポーツ課に「著作権の問題はクリアしていますか」との質問状を送りました。２０１７年１月５日のことです（指人形の写真を掲載できないのは残念!!）。

そして、１月２３日に届いたのが下記回答です。

＜著作権法上は、<u>直ちに違法とは言えないとの見解を得ています</u>。しかし、今回のご指摘を機会に、<u>著作権者へさかのぼって許諾申請を行いました</u>。＞（以下、下線はいずれも筆者）

そこでブログ「さんだ物語」を確認すると、指人形の写真は何のお断りも無しに別のものに差し替えられていました。削除されたのではありません、「差し替え」です。一方、お話し会を開いているボランティアグループのサイトは、同じ指人形の写真を掲載したままでした。

<u>「直ちに違法とは言えないが、さかのぼって許諾申請をした」</u>――論理が矛盾していますね。違法じゃないのならそのまま使えばいいことです。どうしてわざわざ許諾申請をしたのでしょう。この後、メールなどで何度か三田市とやり取りがありましたが、なかなか納得のいく回答が得られず、１年近くが経過しました。市民の会は１０月になって、改めて三田市文化スポーツ課に総括的な質問をしました。

その質問と１０月１８日に届いた回答は以下の通りです。

①「直ちに違法とは言えないとの見解を得た」のは著作権法のどの箇所に基づいて得た見解ですか。

【回答】図書館がキャラクター等の著作物を扱う際、<u>用途により著作権法の複数の条文を考慮する必要があることから</u>、今回ご指摘の件について、図書館へ著作権の遵

守と再確認指示を行った中で、<u>図書館から出版社等に確認をし、著作権者へさかのぼって許諾申請をした</u>と報告を受けています。

②著作権者にさかのぼって許諾申請を行った結果をお示しください。

【回答】申請の結果として、<u>若干数の著作権者から許諾を得る事が出来なかった</u>と報告を受けています。

③ボランティアグループ「かたつむり」の方々には指人形の差し替えの事情をどのように説明されましたか。

【回答】①②のことから、キャラクターの指人形に関しては、<u>著作権法を意識した厳密な運用が必要であるため</u>、著作権が発生しない動物等のオリジナルキャラクターに差し替える運用に変更することをお伝えしています。また、今回、ご指摘をいただいたボランティアグループ「かたつむり」様のインターネット記事に関して、掲載している写真は、現在使用している指人形のものに差し替えてもらうように依頼したと、図書館から報告を受けております。

つまり、前回回答では隠されていた**「若干数の著作権者から許諾を得る事が出来なかった」**という事実がようやく明らかになりました。また、＜**<u>用途により著作権法の複数の条文を考慮する必要があることから</u>、**＞＜**<u>著作権法を意識した厳密な運用が必要であるため</u>、**＞とありますから、「直ちに違法とは言えないとの見解を得た」は事実ではなく、明らかに違法性を認識していたことが覗えます。そうです、市民の会の指摘を受けて、明らかに法律違反の行為であることを自覚したにもかかわらず、最初の回答では事をうやむやにしようとしていたのです。また、再度の質問を受けてやっとボランティア団体にも指人形写真の差し替えを依頼しています。再質問がなければ放っておくつもりだったのでしょうか。三田市と図書館の「規範意識の希薄さ」が浮き彫りになりました。

市民の会はなお残る疑問点や回答漏れについてもう一度、市に質問をしました。その回答が１１月２２日に届きました。それが下記です。

①平成２９年１月２３日の三田市及び図書館の回答「著作権法上は、直ちに違法とは言えないとの見解を得ています。」についてわたしたちは、「著作権法のどの箇所に基づいて得た見解ですか」と尋ねました。明確にお示しください。

【回答】著作権法第30条以下の各種の権利制限規定に基づく見解となります。

②「申請の結果として、若干数の著作権者から許諾を得る事が出来なかったと報告を受けています」といった回答をいただきました。下記の写真の中で許諾が得られなかったキャラクター名をお示しください。

【回答】平成２９年１月時点では、若干数の著作権者との協議が終結しておりませんでしたが、現在までに、本件に関する指定管理者と各著作権者との間の協議が終了し、合意により<u>本件に関する問題は解消済み</u>となっておりますので、平成２９年１月時点で許諾が得られていなかったキャラクター名に関する説明は控えさせて頂きま

すす。

③図書館の広報誌では、２０１５年６月号から指人形のお知らせが掲載されています。また、かたつむりさんの活動紹介の記事は２０１５年９月の掲載です。図書館での指人形の差し替えはいつ行われましたか。

④ボランティアグループ「かたつむり」さんには指人形の差し替えを伝えたのはいつですか。また、どの様に説明をされましたか。

⑤「かたつむり」さんにインターネット記事の差し替えを依頼したのはいつですか。「さんだ物語」の指人形の写真を差し替えたのはいつですか。

【回答】②の通り、<u>本件に関しましてはすでに著作権者との間で合意に至り解決済み</u>ですので、上記のご質問につきましては、いずれも詳細な回答を控えさせて頂きます。

⑥過去のブログなどのインターネット記事の写真は差し替えではなく削除が妥当ではないでしょうか。

【回答】「さんだ物語」とボランティアグループ「かたつむり」様のインターネット記事につきましては、上記②に記載の合意に基づく現状の指人形の運用内容を踏まえまして、適切な対応を依頼いたしました。ただし、<u>いずれのサイトも図書館の管理するものではないため、具体的な実施実態に関しては各サイトの管理者の判断となるものと指定管理者より報告を受けています</u>。

「著作権法上は、直ちに違法とは言えないとの見解を得ています。」といい続けたわけですが、ここでやつと、これは法律の専門家などに問い合わせて得た見解ではなく、「**著作権法第 30 条以下の各種の権利制限規定**」を自ら解釈したというだけのことで、まったく裏付けのない、その場逃れの言葉だったことが分かりました。

そして、②～⑤の具体的質問には、「もう解決したことだから」と、すべて公表を拒否しています。ただ、②の回答では＜**<u>本件に関する問題は解消済み</u>**＞、③④⑤の回答では＜**<u>本件に関しましてはすでに著作権者との間で合意に至り解決済み</u>**＞と表記されています。「解消」「解決」と異なる用語が使われています。本音は前者の「困った問題がなくなった」ということなのでしょうか。つまり、「なかったことにしましょう」と。また⑥については、ボランティアのサイトについては対応を依頼したが、その後の実態については責任がない、と開き直っています。結論的にこの問題ではどこも責任を取らない、と言っているように聞こえます。

ほぼ１年にわたったやり取りの中で、三田市と図書館は、

＊著作権侵害の事実をついに正式には認めていない。＜**<u>若干数の著作権者から許諾を得る事が出来なかった</u>**＞と間接的に認めただけです。それも、三田市はそういう報告をＴＲＣから受けた、と当事者ではないことを強調しています。

＊ブログ等公開の場で一切、訂正も謝罪もしていない。

＊ボランティアのサイトでも訂正・謝罪はない。

＊「さんだ物語」では写真の差し替えだけを行った。

＊ボランティアのサイトからは写真だけでなく記事までが削除された。

市立図書館は、運営を民間会社に任せているとはいえ公共の施設・公的機関です。まして、図書館は様々な点で著作権と深く関わりを持つ機関です。また、三田市は行政機関であり、どこよりも法律の遵守が求められる機関です。そして、法の遵守を市民一般に要求する立場にあります。そうした重い責務を持つ機関が、以上述べてきたような対応で良いのでしょうか。事実を指摘されると、何とか言い逃れようと事実を取り繕う。つじつまの合わない点をさらに追及されると小出しに事実を明らかにする。挙句の果てもうどうにもならなくなると、**「回答を控えさせて頂きます。」**と開き直る。「許諾を得ることが出来なかった著作権者」には謝ったかもしれないが、市民に対しては訂正も謝罪もしない(ほとんどの市民は知らないだろう、と高を括っているのでしょう)。

こんな市役所と図書館を持って、三田市民として情けなく、やるせなく、恥ずかしい思いです。

市民の税金で自主事業 儲けはＴＲＣに

カフェの自販機

もう一件。これは今年に入ってからのことですが、前回の「自主事業」と関連しますので報告します。図書館本館のカフェに設置されている自動販売機についての問題です。

市民の会は今年１月７日に要旨次のような質問を、メールで三田市文化スポーツ課の横溝朋之課長宛に送りました。

＜平成２６年１１月１日、５６４万円（２階ラウンジの電動ブラインド修繕費等も含む）の改修費をかけ、カフェルーム「レクチュール」がオープンしました。このカフェルームは指定管理者の自主事業でカップ式コーヒー自販機が設置されています。「自主事業は、指定管理者自らが企画・立案し、自らの責任と費用負担により実施しなければならない」とされています。したがって自動販売機の稼働に係る電気料金は指定管理者が負担することとなり、指定管理料で支出する光熱水費からは除外されなければなりません。平成２６年度、平成２７年度、平成２８年度のカフェルームの運営において発生した電気使用料金をお示しください。＞

その回答が１月１９日にメールで届きました。次の内容です。

＜指定管理者による自主事業にかかる費用に関しては、指定管理料の中で費用負担をしております。カフェルームの運用に関しては指定管理者の自主事業ですので、電

気料金についても指定管理料の中から費用負担をしており、事業で発生した電気料金は、図書館本館全体として支払っております。ご理解の程、よろしくお願い申しあげます。＞

ここでもまた、自主事業の費用は指定管理料の中から支払われると明言しています。三田市にとってはそれが当たり前のことなのです。これまでも何度も述べてきましたが、これでは**市がＴＲＣに委託した「図書館事業」と「自主事業」を区別する意味など全くない**ことになります。電子図書館もそうですが、「自主事業」であることを理由として、その支出の内容は一切公表されません。電子図書館については先に報告した通り、利用データさえ公表されていません。それに、自販機の場合は儲けが出ればＴＲＣの収入になるのです。しかし、使われているのは市民の税金です。市民の税金を元手に金儲けをして、それにかかる電気代も払わない、こんな抜け穴が許されていいはずがありません。

でも三田市は全く問題ない、という態度です。金額的にはさほど多額ではないかもしれません。しかし、市民の税金を執行する役所として、信じられない無責任ぶりだと言わなければなりません。それに三田市は今、財政難を理由として様々な分野で緊縮政策を進めています。なのに、どうしてＴＲＣにはこんなに甘いのでしょうか。理解できません。

なお、この問題については、実は印藤昭一課長の時にも同趣旨の質問をしています。その時の回答は**＜自主事業であるが、三田市から依頼してやってもらっていることなので、電気代は発生しない＞**となっていました。この回答は元々、市が依頼してやってもらっているのだから「自販機に限定した電気代」など考える必要もない、ということでしょう。「**市から依頼した自主事業**」とは一体何でしょう。言葉の定義もせずに都合よく言葉を使い分けて、実態を隠しているようにしか聞こえません。それに、課長が変わると答えが変わるというのもおかしいですね。

なお、この件についての質問書の全文と三田市の回答を合わせて掲載します。

（２０１８年3月５日）